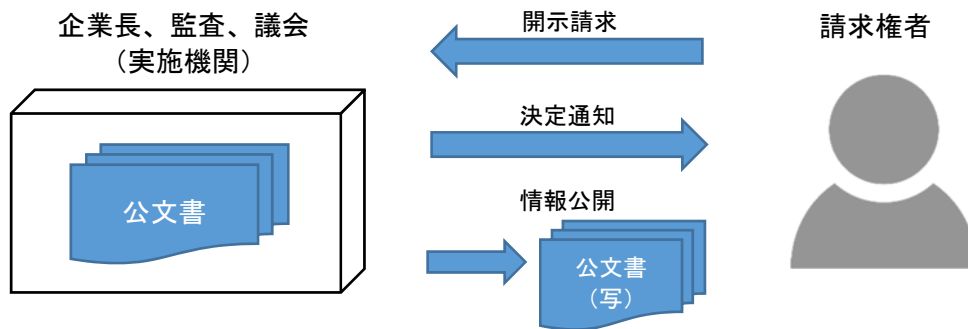


情報公開制度のしくみ

知る権利を満すための「情報公開法」が制定され、行政運営の透明性の向上や行政活動についての説明責任を全うすることにより、公正で民主的な行政の推進を図り、市民のみなさまの信頼性を確保するため、福島地方水道用水供給企業団情報公開条例（※福島市情報公開条例の例による）を定め公文書の開示請求を受付けます。



○請求できる人（請求権者）

情報を広く公開するため、どなたでも公文書の開示を請求することができます。

○開示請求ができる公文書

実施機関の職員が職務上作成または取得し、組織的に利用するものとして保有しているもの。

※開示できない不開示情報が含まれる場合は一部部分開示を行う。

※公開条例制定以後に作成し、または取得した文書、図画、写真等で行政機関が保有しているもの。

○開示ができない公文書

保有する公文書は、開示することが原則ですが、次のような公文書は開示しないことができます。

- (1)法令等で、開示することができないとされている情報
- (2)個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの
- (3)事業に関する情報で、開示することで競争上の地位などの正当な利益を害するおそれがあるもの
- (4)人の生命、身体、財産などの保護または犯罪の予防、捜査などに支障が生ずるおそれのある情報
- (5)国とのやりとりで、作成、取得した情報で、国との協力、信頼関係損なうおそれのあるもの
- (6)審議中や検討段階の情報で、事務や事業に関する意思形成に著しい支障が生ずるもの
- (7)検査や取締り、交渉、試験、人事などに関する情報で、公正で円滑な執行に著しい支障が生じるもの

○費用負担

閲覧のみの場合は無料。写しの交付は1枚につき10円

○救済制度

実施機関の決定に不服がある請求権者は、実施機関に対し審査請求ができます。

実施機関は、学識経験者等で構成する保護審査会に審査を求め、その結果を尊重して再度検討し、審査請求に対する決定をします。